

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年11月8日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 住民監査請求に係る監査（25 監査第 55 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(勧告)</p> <p>本請求のあった日から過去 1 年をさかのぼった日以降について、体育課が負担した水道料、下水道使用料、電気料の実費相当額の支払いを行政財産使用許可者に求めること。</p> <p>上記の措置は、平成25年11月11日までに講じられたい。</p>	<p>水道料、下水道使用料、電気料の実費相当額について、平成 24 年 7 月から平成 25 年 8 月分までの合計 252,707 円を、行政財産使用許可者に支払いを求め、平成 25 年 10 月 11 日に徴収した。</p> <p>平成 25 年 9 月以降分の実費相当額についても、徴収する。</p>

措置の通知書

平成 25 年度 住民監査請求に係る監査（25 監査第 55）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の監査を通じ、市長及び教育委員会に対し以下のとおり意見を付すこととする。</p> <p>行政財産は、市民共有の財産で、市民福祉の向上に供すべきものであり、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用は、あくまでも例外的にその使用を認めるものであって、本来、短期的・暫定的な措置であると解される。</p> <p>本件については、昭和 53 年に開催された国体当時までさかのぼるもので、その歴史は古く、これまで、行政財産使用許可者が本市の馬術競技振興に果たしてきた役割が大きいことは事実である。一方で、国体開催から 35 年が経過する中で、馬術競技を巡る環境が変化してきている現状や行政財産使用許可者の活動も十分把握されておらず、今後もこの状態を継続することは、法第 238 条の 4 第 7 項の趣旨から考えると適切な措置とは言い難く、使用料の 100%減免についても見直しを検討すべきと考える。</p> <p>ついでには、本市が目指す馬術競技振興とは何であるか、その目的を明確にし、どのように行政目的を達成していくのか具体化するとともに、これを推進する組織の適格性と活動の適正性が担保されるようその運用及び判断の基準等を定め、本件行政財産を有効かつ効率的に活用する方策を早急に検討されることを要望する。</p> <p>また、馬術は常に危険を伴うスポーツであることを認識され、安全対策に十分配慮されることを求める。</p>	<p>行政財産使用許可事務を見直すとともに、本市の馬術振興の方策について検討する。</p> <p>その上で、本件行政財産を有効かつ効率的に活用できる方法に変更する。</p>